

23 高 建 管 第 1159 号
平成 24 年 3 月 29 日

土 木 部 各 課 長
土 木 部 各 出 先 機 関 長 様
水 産 振 興 部 漁 港 漁 場 課 長

土木部長

緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更についての一部改正
について（通知）

緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

平成 23 年度包括外部監査の意見を踏まえ、委託契約に関する規定を整理する等、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1） 委託契約に関して「請負」と表記されているものを「委託」に改めるよう、規定を整理することとしました。

（1の（3）関係）

（2） 随意契約によりことができる根拠規定について、高知県契約規則の規定との整合をとるため、必要な規定の整理を行うこととしました。

（1の（3）関係）

（3） その他必要な規定の整理を行うこととしました。

3 施行日

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとします。

18 高建管第 316 号
平成 18 年 8 月 14 日

土 木 部 各 課 長
土 木 部 各 出 先 機 関 長 様
水産振興部漁港漁場課長

土木部長

緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（通知）

風水害震災又は予見しがたい非常事態により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合の標記の取扱いについては、平成 16 年 1 月 29 日付け 15 高建管第 600 号土木部長通知によってきたところですが、土木事務所における当該事業発注権限が平成 18 年 8 月 14 日付けで土木事務所長から土木事務所内事務所長の専決事項とされたことに伴い、同日付けで下記のとおりに変更することとしましたので、適正に処理してください。

なお、本通知関係は土木部イントラ建設管理課ページに掲載しましたので、参照してください。

記

- 1 通常事務の例外措置として、まず所属長の判断で取引実績等のある業者に発注し、その後、設計書の作成、予算の確保等を行い、別添フロー図を参照して事務処理を行う。

なお、本発注は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による随意契約（緊急の必要により競争入札に付することができないとき、に該当）によるものであることに注意してください。

（1） 緊急に実施する必要がある応急工事の範囲

直ちに対応しなければ県民の生命や財産に危険又は支障を及ぼし、設計書作成のいとまがなく、通常の入札では対応できないと判断される応急工事であり、安易な適用はしないこと。

（例）崩落土砂の取り除き
仮設防護柵の設置

（2） 緊急委託業務の範囲

避難や交通規制を迅速かつ適切に実施するために必要な調査、警報装置等の設置及び除雪であって、設計書作成のいとまがなく、通常の入札では対応できないと判断される委託業務であり、安易な適用はしないこと。

（例）地すべりに伴う伸縮計の設置や観測及び警報装置の設置、除雪委託契約がなされていない路線での除雪作業

(3) 事務処理

発注後直ちに設計書を作成するものとしますが、工期に余裕があり工事完成前に契約金額確定が可能な場合（別添フローⅠ型）と、工期に余裕がなく契約金額確定が工事完成後となる場合（別添フローⅡ型）に分けて事務処理を行ってください。

土木事務所内事務所にあっては、発注権限は事務所長にありますが、支払い等の経理処理は土木事務所が行うことから、発注後直ちに発注依頼書を土木事務所にFAX通知して発注を周知するとともに、予算の確保等、密接に連絡を取り合って事務処理を行ってください。

その他、次の事項に注意してください。

①発注依頼書

「業者選定理由」欄には、当該業者とした具体的な理由（「工事現場にもっとも近く迅速な対応が可能」等）を記入すること（土木事務所又は事務所控分のみで可）。ただし、請負対象金額（委託対象金額）30万円未満の場合には、これを省略しても差し支えないこと。

②経費支出伺

契約金額確定が工事完成後となる場合（Ⅱ型）では、設計金額が確定できた段階で、当該金額を上限とする経費支出伺を作成すること。支出負担行為決議書兼支出命令書による支払いの根拠は経費支出伺であって、発注依頼書自体は根拠とはならないことに注意。

③施行伺

Ⅰ型では支出負担行為決議書起案時、Ⅱ型では経費支出伺起案時に施行伺をする。

このとき、契約方法は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による随意契約とし、

ア 緊急応急工事（緊急委託業務）の発注であり、競争入札に付することができないこと。

イ 契約書は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第38条第1号（請負対象金額（委託対象金額）が規則第31条に規定の金額以下の場合）又は第4号（請負対象金額（委託対象金額）が規則第31条に規定の金額を超える場合）の規定により作成しないこと。

ウ 契約保証金は規則第40条第6号の規定により免除するものであること。

を明記するとともに、発注依頼書に記載された業者選定理由を契約の相手方の選定理由として併記すること。

なお、当該工事（委託業務）が本通知による緊急応急工事又は緊急委託業務の発注に該当するか否かの判断についても、施行伺の中で明示する必要があること。

2 その他

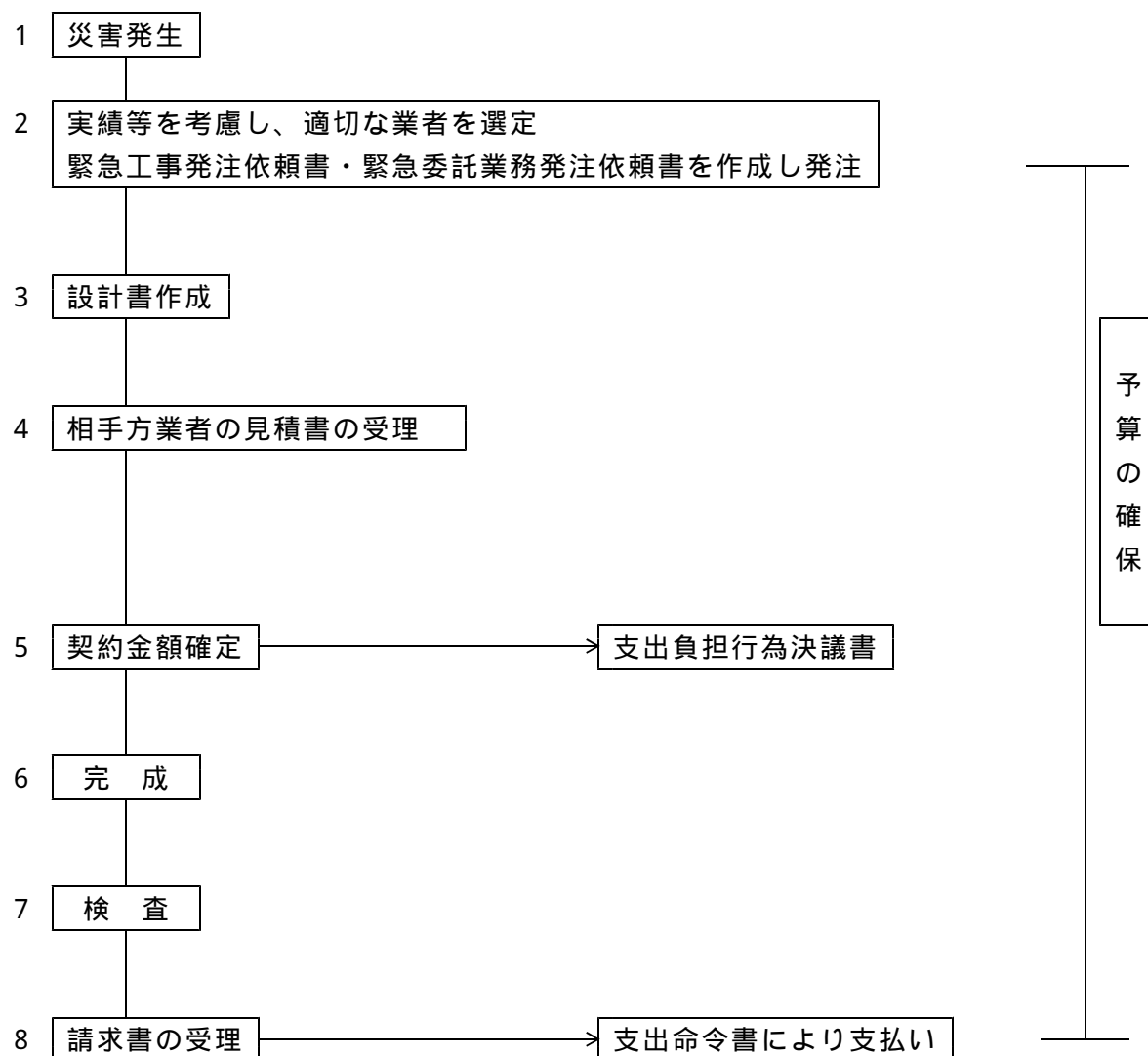
「緊急応急工事及び緊急委託業務の発注について（通知）」（平成16年1月29日付け15高建管第600号土木部長通知）は廃止します。

3 施行期日

この通知は、平成18年8月14日から施行する。

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

緊急応急工事及び緊急委託業務における発注フロー(土木事務所 型)(工期余裕あり)



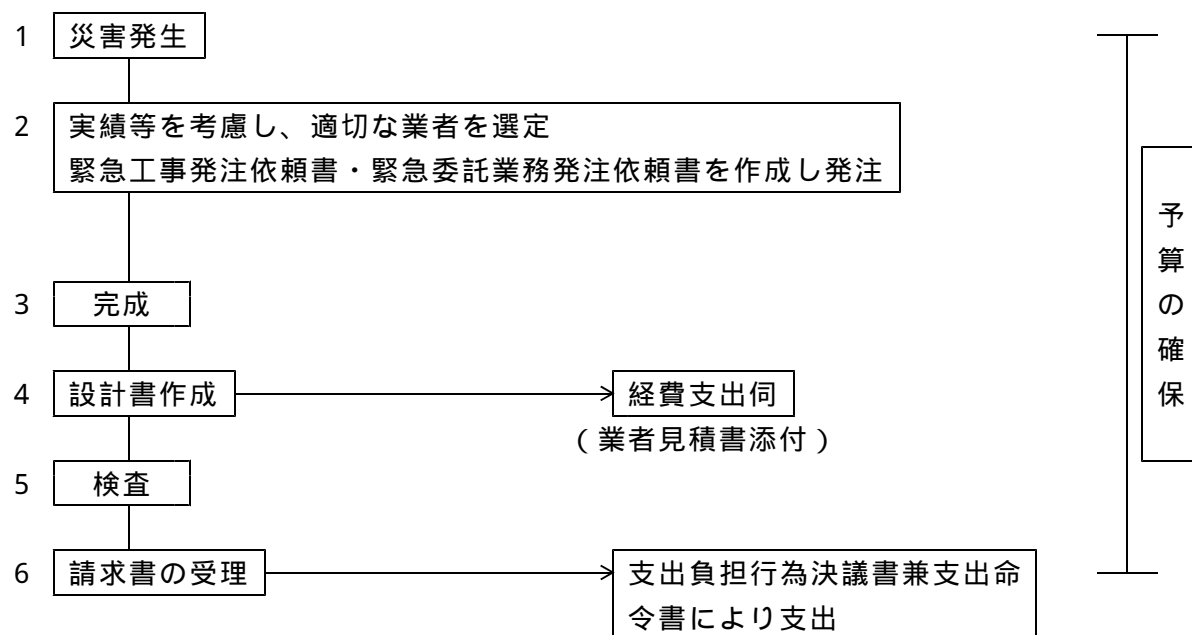
注：1 本フローは、工期に余裕があり工事完成前に契約金額確定が可能な場合である。

2 緊急工事発注依頼書及び緊急委託業務発注依頼書の「NO.」欄には、年度、土木事務所の略称 - その年度の通し番号を記入し、整理すること。

(例 18 安芸 - 1、18 河川 - 2)

3 設計書は、発注後直ちに作成し、相手方業者からの見積書提出により支出負担行為を行うこと。(契約書は不要。)

緊急応急工事及び緊急委託業務における発注フロー(土木事務所 型)(工期余裕なし)



注：1 本フローは、工期に余裕がなく工事完成前には契約金額が確定しない場合である。

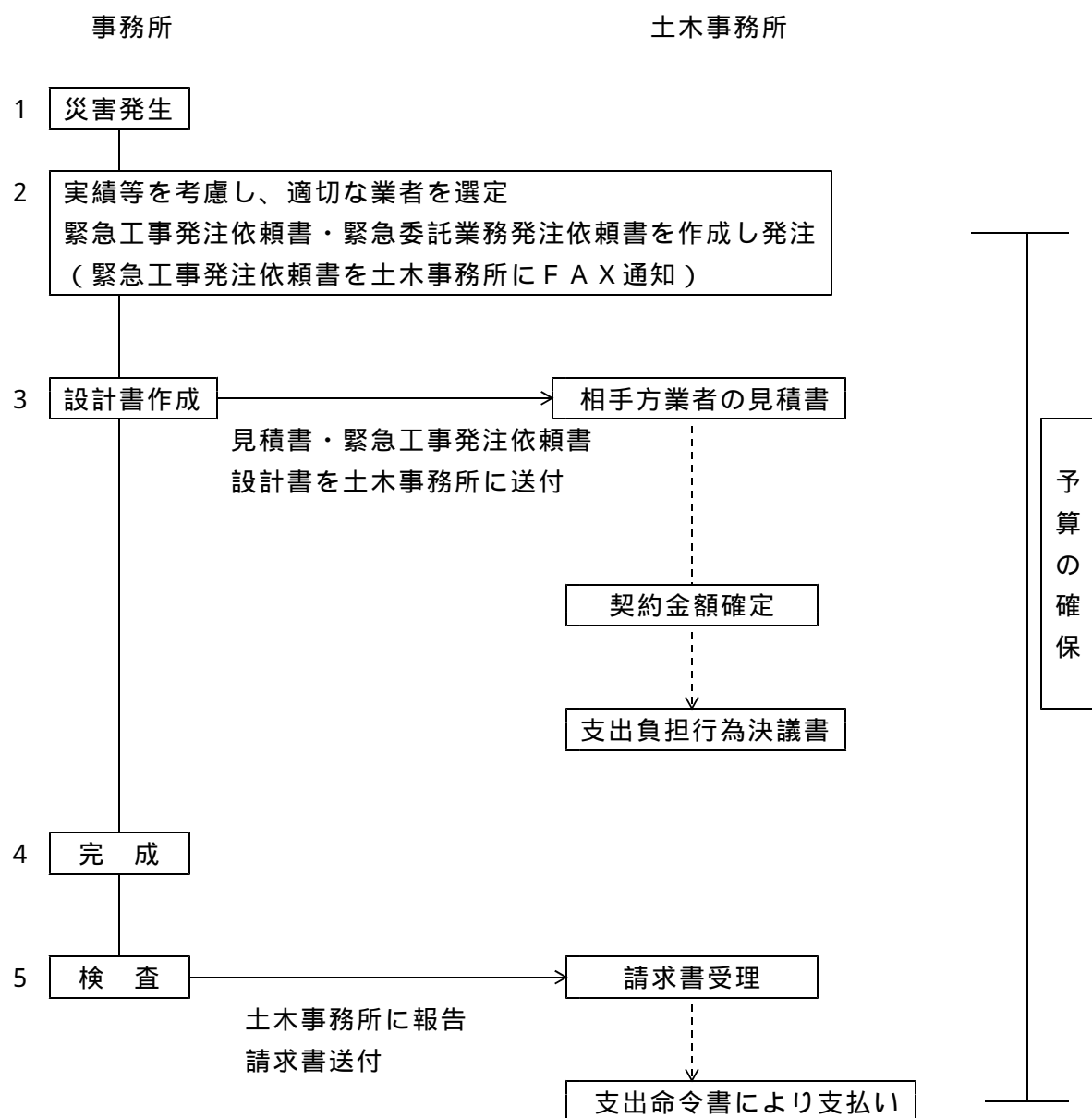
2 緊急工事発注依頼書及び緊急委託業務発注依頼書の「NO.」欄には、年度、土木事務所の略称 - その年度の通し番号を記入し、整理すること。

(例 18 安芸 - 1、18 河川 - 2)

3 設計書は、発注後直ちに作成し、算定できた段階でこれを根拠に経費支出伺の事務処理をすること。(業者見積書を添付。)

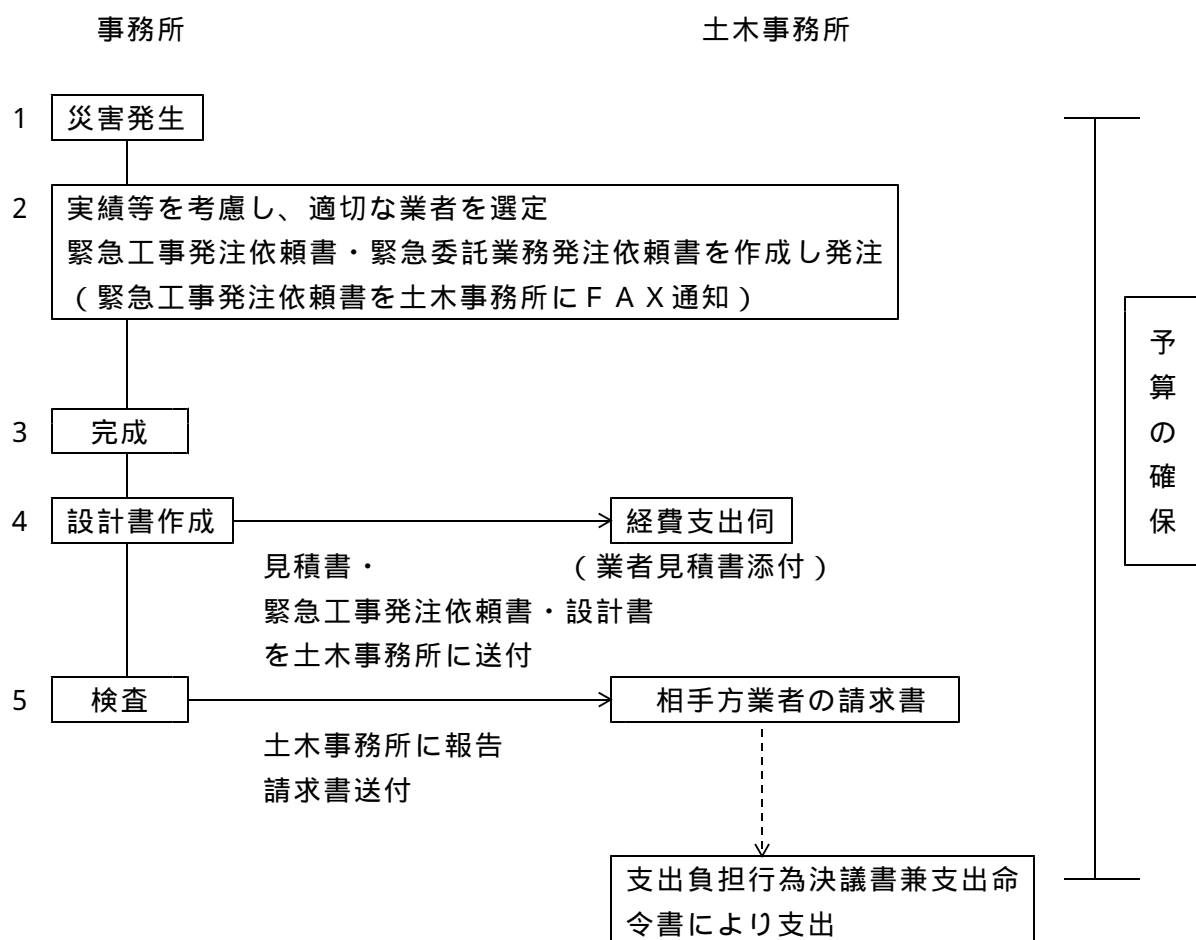
経費支出伺がない場合、緊急工事発注依頼書自体は支出負担行為決議書兼支出命令書による支払い根拠とはならないこと。

緊急応急工事及び緊急委託業務における発注フロー（土木事務所内事務所 型）(工期余裕あり)



- 注：1 本フローは、工期に余裕があり工事完成前に契約金額確定が可能な場合である。
事務所は、緊急発注依頼書発行後直ちに土木事務所へFAX通知を行う。
- 2 緊急工事発注依頼書及び緊急委託業務発注依頼書の「NO.」欄には、年度、土木事務所の略称 - その年度の通し番号を記入し、整理すること。
(例 18安芸 - 1、18河川 - 2)
- 3 設計書は、発注後直ちに作成し、事務所は緊急工事発注依頼書、業者見積書と併せて土木事務所に送付する。
土木事務所は、相手方業者からの見積書により支出負担行為を行うこと。(契約書は不要。)

緊急応急工事及び緊急委託業務における発注フロー（土木事務所内事務所 型）（工期余裕なし）



- 注： 1 本フローは、工期に余裕がなく工事完成前には契約金額が確定しない場合である。事務所は、緊急発注依頼書発行後直ちに土木事務所へFAX通知を行う。
- 2 緊急工事発注依頼書及び緊急委託業務発注依頼書の「NO.」欄には、年度、土木事務所の略称 - その年度の通し番号を記入し、整理すること。
（例 18安芸 - 1、18河川 - 2）
- 3 設計書は、発注後直ちに作成し、算定できた段階で事務所はこれを土木事務所に緊急工事発注依頼書、見積書とを併せて送付する。土木事務所は経費支出伺の処理をする。（業者見積書を徴収。）
経費支出伺がない場合、緊急工事発注依頼書自体は支出負担行為決議書兼支出命令書による支払い根拠とはならないこと。

所 長	次 長	技術次長	工務課長	班 長	係		

印 紙
200円

NO. -

緊急工事発注依頼書

平成 年 月 日

様

高知県知事 ○○○○ 印

下記の工事について、依頼します。

工事場所	
工事概要	
条 件	1 発注依頼後、設計書作成のうえ見積書を徴収し請負代金額を決定する。 2 詳細については、別途協議のうえ措置する。 3 労働安全衛生等については万全を期すこと。
業者選定理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)

上記工事について施工を引き受けます。

平成 年 月 日

(請負人) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

*この様式は、3部作成し、2部請負業者に渡すこと。また、請負業者が施工を引き受けうる場合は、そのうちの1部に記名押印のうえ土木事務所長(事務所長)に提出すること。

所 長	次 長	技術次長	工務課長	班 長	係		

印 紙
200円

NO. -

緊急委託業務発注依頼書

平成 年 月 日

様

高知県知事 ○○○○ 印

下記の業務について、依頼します。

委託場所	
委託概要	
条 件	1 発注依頼後、設計書作成のうえ見積書を徴収し業務委託料を決定する。 2 詳細については、別途協議のうえ措置する。 3 労働安全衛生等については万全を期すこと。
業者選定理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当)

上記業務について引き受けます。

平成 年 月 日

(請負人) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

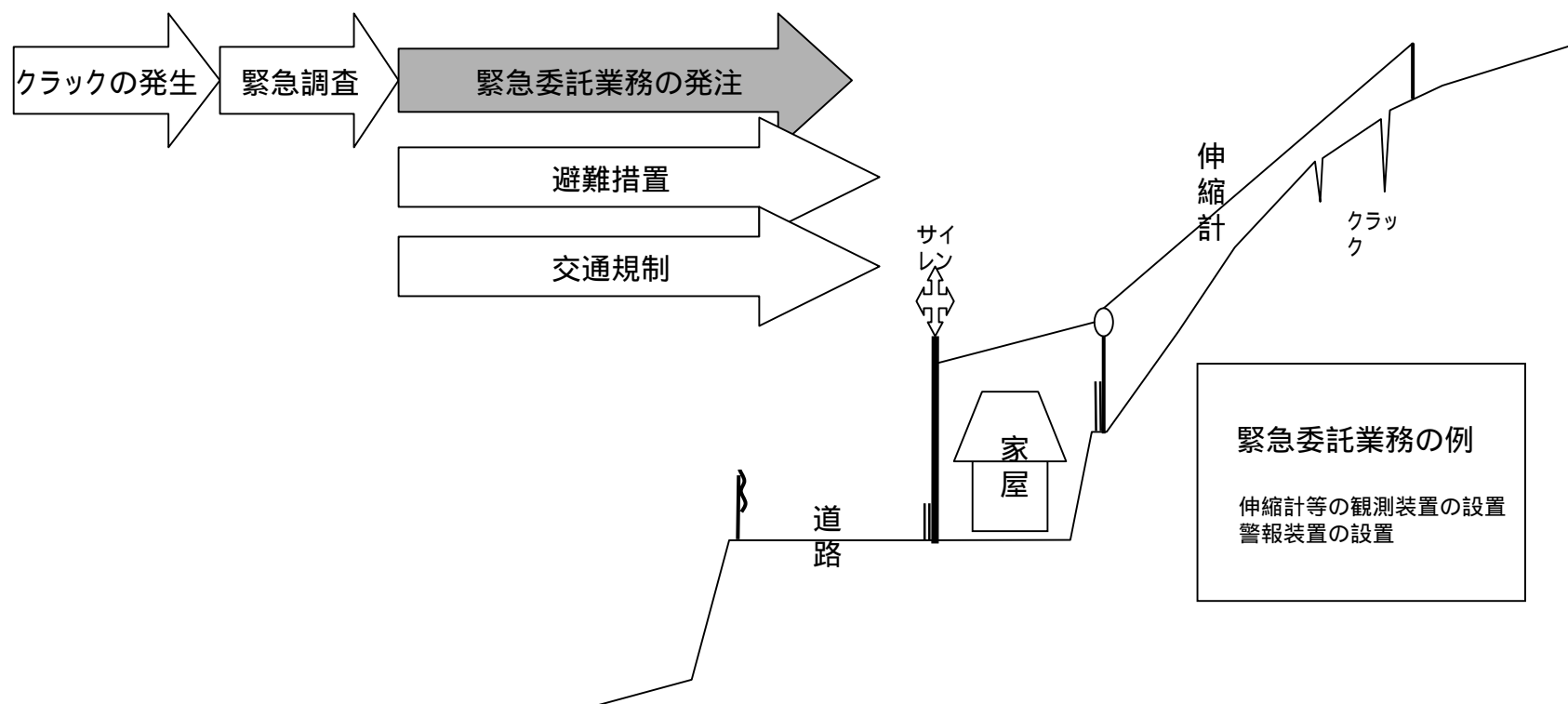
印

*この様式は、3部作成し、2部受託者に渡すこと。また、受託者が業務を引き受けうる場合は、そのうちの1部に記名押印のうえ土木事務所長(事務所長)に提出すること。

災害時における緊急委託業務 概要資料

災害時において、避難や交通規制を迅速かつ適切に実施するため必要な調査及び警報装置の設置等を緊急に行う緊急委託業務の制度を創設する。

この場合、委託業務の内容は必要最小限のものとし、それ以外のものについては通常の発注手続きにより行うものとする。



除雪委託契約がなされていない路線での除雪作業とは、除雪委託契約を行っていない時期や降雪のまれな平野部などにおける除雪作業のことである。

緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について新旧対照表

新	旧
1 通常事務の例外措置として、まず所属長の判断で取引実績等のある業者に発注し、その後、設計書の作成、予算の確保等を行い、別添フロー図を参照して事務処理を行う。 なお、本発注は<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による随意契約（緊急の必要により競争入札に付することができないとき、に該当）によるものであることに注意してください。</u> (1)・(2) 省略 (3) 事務処理 発注後直ちに設計書を作成するものとしますが、工期に余裕があり工事完成前に契約金額確定が可能な場合（別添フローⅠ型）と、工期に余裕がなく契約金額確定が工事完成後となる場合（別添フローⅡ型）に分けて事務処理を行ってください。 土木事務所内事務所にあっては、発注権限は事務所長にありますが、支払い等の経理処理は土木事務所が行うことから、発注後直ちに発注依頼書を土木事務所にFAX通知して発注を周知するとともに、予算の確保等、密接に連絡を取り合って事務処理を行ってください。 その他、次の事項に注意してください。 ①発注依頼書 「業者選定理由」欄には、当該業者とした具体的な理由（「工事現場にもっとも近く迅速な対応が可能」等）を記入すること（土木事務所又は事務所控分のみで可）。ただし、<u>請負対象金額（委託対象金額）30万円未満の場合には、これを省略しても差し支えないこと。</u> ②省略 ③施行伺 Ⅰ型では支出負担行為決議書起案時、Ⅱ型では経費支出伺起案時に<u>施行伺</u>をする。このとき、契約方法は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の<u>規定による随意契約</u>とし、	1 通常事務の例外措置として、まず所属長の判断で取引実績等のある業者に発注し、その後、設計書の作成、予算の確保等を行い、別添フロー図を参照して事務処理を行う。 なお、本発注は<u>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約（緊急の必要により競争入札に付することができないとき、に該当）によるものであることに注意してください。</u> (1)・(2) 省略 (3) 事務処理 発注後直ちに設計書を作成するものとしますが、工期に余裕があり工事完成前に契約金額確定が可能な場合（別添フローⅠ型）と、工期に余裕がなく契約金額確定が工事完成後となる場合（別添フローⅡ型）に分けて事務処理を行ってください。 土木事務所内事務所にあっては、発注権限は事務所長にありますが、支払い等の経理処理は土木事務所が行うことから、発注後直ちに発注依頼書を土木事務所にFAX通知して発注を周知するとともに、予算の確保等、密接に連絡を取り合って事務処理を行ってください。 その他、次の事項に注意してください。 ①発注依頼書 「業者選定理由」欄には、当該業者とした具体的な理由（「工事現場にもっとも近く迅速な対応が可能」等）を記入すること。<u>（土木事務所又は事務所控分のみで可）ただし、請負対象金額30万円未満の場合には、これを省略しても差し支えないこと。</u> ②省略 ③施行伺 Ⅰ型では支出負担行為決議書起案時、Ⅱ型では経費支出伺起案時に<u>施行伺</u>をする。このとき、契約方法は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号<u>（ただし、請負対象金額が高知県契約規則第31条に規定の金額以下の場合には、会計課の指導により第1号</u>

ア 緊急応急工事（緊急委託業務）の発注であり、競争入札に付することができないこと。 イ 契約書は、<u>高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第38条第1号（請負対象金額（委託対象金額）が規則第31条に規定の金額以下の場合）又は第4号（請負対象金額（委託対象金額）が規則第31条に規定の金額を超える場合）の規定により作成しないこと。</u> ウ 契約保証金は<u>規則第40条第6号</u>の規定により免除するものであること。 を明記するとともに、発注依頼書に記載された業者選定理由を契約の相手方の選定理由として併記すること。 なお、当該工事（委託業務）が本通知による緊急応急工事又は緊急委託業務の発注に該当するか否かの判断についても、<u>施行伺</u>の中で明示する必要があること。 <u>3 施行期日</u> <u>この通知は、平成18年8月14日から施行する。</u> <u>この通知は、平成24年4月1日から施行する。</u>	<u>事由とすべきものであること。）による随意契約とし、</u> ア 緊急応急工事（緊急委託業務）の発注であり、競争入札に付することができないこと。 イ 契約書は、<u>高知県契約規則第38条第1号（請負対象金額が高知県契約規則第31条に規定の金額以下の場合）又は第4号（請負対象金額が高知県契約規則第31条に規定の金額を超える場合）の規定により作成しないこと。</u> ウ 契約保証金は<u>高知県契約規則第40条第6号</u>の規定により免除するものであること。 を明記するとともに、発注依頼書に記載された業者選定理由を契約の相手方の選定理由として併記すること。 なお、当該工事（委託業務）が本通知による緊急応急工事又は緊急委託業務の発注に該当するか否かの判断についても、<u>施行伺</u>の中で明示する必要があること。
---	---